

第 1 回専門委員会議における主な意見

1. 計画段階環境配慮書手続の導入について

- 長野県において環境資源は重要であることから、アセス手続は極力精緻に行うべきであり、事業の全体スケジュールにできるだけ影響を与えないことを前提に、配慮書手続を導入する方向でよいのではないか。
- 導入する方向に異存はないが、導入しないという自治体の理由をもう少し具体的に確認すべき。
- 配慮書作成の義務付けについては、法における第 1 種事業と第 2 種事業の取扱い等を参考に検討すべき。
- 他自治体では手続の対象を公共事業に限定しているところもあり、手続や審査における民間事業に対する配慮を検討すべき。

2. 他自治体を参考にした新たな手続の導入について

- 法対象事業に対する条例手続の適用については、他自治体の状況を参考に、可能なものは導入すべき。
- 方法書への住民意見に対する事業者見解の提出は、その後の現地調査にバイアスがかかるおそれもあり、制度の趣旨を踏まえれば、必要ないのではないか。
- 事後調査の手続は、環境保全措置の効果を確認するために重要であり、他自治体の手続を参考に必要なものは導入すべき。

3. 対象事業の種類、規模の見直し

- 太陽光発電所については、アセス逃れができないような規模要件の考え方を検討すべき。また、大規模な土地の改変を伴わない場合の環境影響も検討すべき。
- 水道水源や湧水への影響についても対応できるよう、対象事業の検討を行うべき。
- 電気工作物は事務局の考える方向で条例対象化を検討すればよいと考えるが、規模要件については他自治体の状況を参考に慎重に検討すべき。
- 事業の種類を限定しない大規模な土地の改変について、条例の対象とすることは、特に問題ないのではないか。